

## 経営事項審査制度の改正に伴う兵庫県建設工事入札参加者名簿及び資格格付の取扱いについて

平成 20 年 1 月 31 日付けで建設業法施行規則等が改正されたことに伴い、同年 4 月 1 日から新しい審査項目及び基準（以下「新基準」という。）による経営事項審査が実施されますが、兵庫県建設工事入札参加者名簿（以下「名簿」という。）及び資格格付については下記のとおり取扱いますので、お知らせします。

なお、国土交通省、他府県、兵庫県下の各市町等、兵庫県以外における取扱いについては、それぞれの機関に確認してください。

### 記

#### 1 平成 20 年 6 月 30 日以前

現行の平成 18・19 年度入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）及び平成 20 年 3 月 31 日以前の審査項目及び基準（以下「旧基準」という。）による経営事項審査結果等を反映した現行（平成 19 年度）の資格格付をそのまま適用します。

よって、平成 18・19 年度名簿に登載されている方は、新基準による経営事項審査の総合評定通知書（以下、再審査による場合を含む。）を改めて提出していただく必要はありません（新基準による経営事項審査の総合評定値に基づく格付の見直しは行いません。）。

なお、平成 18・19 年度名簿の補充受付は全て終了しています。

#### 2 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

平成 20 年 1 月及び 2 月の基準受付における入札参加資格審査申請者（以下、申請が受理された方に限る。）を登載した平成 20・21 年度名簿を適用し、基準受付の際の旧基準による経営事項審査の総合評定値等に基づき資格格付を行います。

よって、基準受付時に入札参加資格審査申請を行った方は、新基準による経営事項審査の総合評定通知書（以下、再審査による場合を含む。）を改めて提出していただく必要はありません（平成 21 年 6 月 30 日まで、新基準による経営事項審査の総合評定値に基づく格付の見直しは行いません。）。

なお、基準受付時に入札参加資格申請を行わなかった方を対象とした平成 20・21 年度名簿の補充受付においては、旧基準による有効な（1年 7 月前までのもの）経営事項審査の総合評定値に基づき資格格付を行いますので、他機関の入札参加等の都合により経営事項審査の再審査（新基準）を受審された場合であっても、旧基準による経営事項審査の総合評定通知書を廃棄しないでください。ただし、決算の都合で、有効な経営事項審査の総合評定値が新基準に基づく総合評定値のみである場合は、旧基準による算出方法で置き換えた総合評定値を基に資格格付を行います。

#### 3 平成 21 年 7 月 1 日以降

新基準による経営事項審査の総合評定値に基づき、平成 20・21 年度名簿登載者に係る格付の見直しを行います。

なお、以下の(1)、(2)をいずれも満たす方のみ、引き続き平成 20・21 年度名簿に登載することとします。

(1) 審査基準日（決算日）が平成 19 年 9 月 1 日以降であること。

(2) 平成 21 年 3 月 31 日までに、新基準による経営事項審査の総合評定通知書を有すること。

よって、平成 21 年 7 月 1 日以降の名簿登載を希望される方のうち、審査基準日（決算日）から平成 21 年 3 月 31 日までの期間に余裕が無い等により、平成 21 年 3 月 31 日までに新基準による経営事項審査の総合評定通知書入手できない可能性がある方は、上記(1)を満たす 1 期前の決算に係る経営事項審査について、別途お知らせしている再審査（無料、申立期間：平成 20 年 4 月 1 日から 7 月 29 日まで）を受審されることをお勧めします。

※ 問合せ 兵庫県県土整備部契約管理課 入札制度係 078-341-7711(内 4348)